

札幌市立学校教育職員の給与に関する条例案

平成28年(2016年)9月21日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市立学校教育職員の給与に関する条例

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 給料(第2条—第12条)

第3章 扶養手当(第13条—第15条)

第4章 地域手当(第16条・第17条)

第5章 その他の給与

第1節 管理職手当、特殊勤務手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、
定時制通信教育手当及び義務教育等教員特別手当(第18条—第
25条)

第2節 寒冷地手当、期末手当及び勤勉手当(第26条—第30条)

第3節 管理職員特別勤務手当等(第31条—第33条)

第4節 その他の給与(第34条)

第6章 補則(第35条—第40条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項及び教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第13条第1項の規定に基づき、札幌市立学校(札幌市立学校設置条例(昭和39年条例第6号)第1条に掲げる学校をいう。)の教育職員(校長、園長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師(常勤の者及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。以下

同じ。)をいう。以下同じ。)の給与について定めるものとする。

第2章 給料

(給料)

第2条 教育職員の受ける給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

2 給料は、札幌市立学校教育職員の勤務条件に関する条例（平成28年条例第 号。以下「教育勤務条件条例」という。）第2条第1項において読み替えて準用する札幌市職員の勤務条件に関する条例（平成6年条例第39号。以下「市勤務条件条例」という。）第7条に規定する正規の勤務時間（第31条において「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める扶養手当、地域手当、管理職手当、特殊勤務手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、定時制通信教育手当、義務教育等教員特別手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当及び管理職員特別勤務手当を除いた全額とする。

3 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 教育職給料表（高等学校、特別支援学校等）（別表1）

(2) 教育職給料表（小学校、中学校、幼稚園等）（別表2）

4 等級別基準職務表は、次の各号に掲げる給料表の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 教育職給料表（高等学校、特別支援学校等） 教育職給料表（高等学校、特別支援学校等） 級別基準職務表（別表3）

(2) 教育職給料表（小学校、中学校、幼稚園等） 教育職給料表（小学校、中学校、幼稚園等） 級別基準職務表（別表4）

(給料決定の基準)

第3条 教育職員の職務の級は、等級別基準職務表のほか、人事委員会規則で定める基準に従い決定する。

2 新たに給料表の適用を受ける教育職員となった者の号俸は、人事委員会規則で定める初任給の基準に従い決定する。

3 教育職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合、又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号俸は、人事委員会規則で定めるところにより決定する。

4 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された教育職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第4条 再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（この条において「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第4項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、教育勤務条件条例第2条第1項において準用する市勤務条件条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められたその職務が当該再任用短時間勤務職員の職と同種のものゝ占める常時勤務を要する教育職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（給料支給の始期）

第5条 新たに教育職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に変更のあった者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、退職した本市の公務員が即日教育職員となったときは、その日の翌日から給料を支給する。

（給料支給の終期）

第6条 教育職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。

2 教育職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

（日割計算）

第7条 第5条又は前条第1項の規定により給料を支給する場合であつて、月の1日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から教育勤務条件条例第2条第1項において読み替えて準用する市勤務条件条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日（以下「週休日」という。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(給与の減額)

第8条 教育職員が勤務しないときは、休日等（教育勤務条件条例第2条第1項において準用する市勤務条件条例第9条第1項に規定する祝日法による休日（教育勤務条件条例第2条第1項において読み替えて準用する市勤務条件条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教育職員にあっては、当該休日に代わる代休日）及び教育勤務条件条例第2条第1項において準用する市勤務条件条例第9条第1項に規定する年末年始の休日（教育勤務条件条例第2条第1項において読み替えて準用する市勤務条件条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教育職員にあっては、当該休日に代わる代休日）をいう。以下同じ。）である場合、教育勤務条件条例第2条第1項において準用する市勤務条件条例第11条に規定する休暇による場合その他その勤務しないことにつき正当な権限を有する者の承認があった場合を除き、その勤務しない時間につき、第31条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額に当該勤務しない時間の数を人事委員会規則で定めるところにより乗じて得た額を減額して給与を支給する。

(給料の支給期日等)

第9条 給料は、月の1日から末日までの期間について、その月分の全額を毎月21日に支給する。

2 前項の支給期日が日曜日、土曜日又は祝日法による休日（教育勤務条件条例第2条第1項において準用する市勤務条件条例第9条第1項に規定する祝日法による休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、順次これを繰り上げる。

3 市長が特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、給料をその月内において繰り上げ、又は分割して支給することができる。

(給料支給期日の特例)

第10条 次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、支給期日前であっても給料を支給することができる。

(1) 教育職員が退職又は死亡したとき。

(2) 教育職員が、教育職員若しくは教育職員と生計を共にする親族の婚姻、葬祭、分娩、疾病若しくは災害の費用又はやむを得ない事由によって1週

間以上にわたって帰郷するときの費用に充てるために請求したとき。

- 2 前項第2号の場合においては、第7条の規定により当該請求の日までの日割計算した給料額を支給する。

(昇給の基準)

第11条 教育職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により教育職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教育職員の昇給の号俸数を4号俸とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、教育職員のうち55歳に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する者に関する第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

- 4 教育職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

- 5 第1項から第3項までに規定する昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

- 6 前各項に規定するもののほか、教育職員の昇給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(給料の調整額)

第12条 人事委員会は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

- 2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

第3章 扶養手当

(扶養手当)

第13条 札幌市職員給与条例（昭和26年条例第21号。以下「市給与条例」という。）第14条から第17条まで及び第18条（後段を除く。）の規定は、教育職員の扶養手当について準用する。

2 市給与条例第17条ただし書の規定は、扶養手当を受けている教育職員に更に前項において準用する市給与条例第16条第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等（前項において準用する市給与条例第15条第1項に規定する扶養親族たる子、父母等をいう。以下この項において同じ。）で前項において準用する市給与条例第16条の規定による届出に係るものがある教育職員で扶養親族たる配偶者（前項において準用する市給与条例第14条第2項第1号に規定する配偶者をいう。以下同じ。）のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている教育職員のうち扶養親族たる子、父母等で前項において準用する市給与条例第16条の規定による届出に係るものがある教育職員について当該教育職員の配偶者が扶養親族としての要件を欠くようになった場合又は同条第3号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（制約）

第14条 教育職員が虚偽の届出又は届出の遅滞によって不当に扶養手当の支給を受けたときは、その金額を返納させなお爾後の手当を支給しないことがある。

（扶養手当の支給期日等）

第15条 第9条及び第10条の規定は、扶養手当の支給について準用する。

第4章 地域手当

（地域手当）

第16条 市給与条例第21条及び第22条（第2項を除く。）の規定は、教育職員の地域手当について準用する。

（地域手当の支給の始期等）

第17条 第5条から第7条まで、第9条及び第10条の規定は、地域手当の支給について準用する。

第5章 その他の給与

第1節 管理職手当、特殊勤務手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、定時制通信教育手当及び義務教育等教員特別手当

(管理職手当)

第18条 市給与条例第24条の規定は、教育職員の管理職手当について準用する。

(特殊勤務手当)

第19条 市給与条例第25条の規定は、教育職員の特殊勤務手当について準用する。

(通勤手当)

第20条 市給与条例第25条の2、第25条の3、第25条の4（第4項を除く。）及び第25条の5の規定は、教育職員の通勤手当について準用する。この場合において、市給与条例第25条の4第1項中「第9条第1項及び第2項」とあるのは「札幌市立学校教育職員の給与に関する条例（平成28年条例第 号）第9条第1項及び第2項」と、市給与条例第25条の5中「前3条」とあるのは「札幌市立学校教育職員の給与に関する条例第20条第1項において準用し、又は読み替えて準用する第25条の2、第25条の3及び第25条の4（第4項を除く。）並びに同条例第20条第2項」と読み替えるものとする。

2 第9条第3項、第10条及び第14条の規定は、通勤手当の支給について準用する。この場合において、第9条第3項中「前2項」とあるのは「第20条第1項において読み替えて準用する市給与条例第25条の4第1項本文」と、「その月」とあるのは「その支給単位期間（同条第3項に規定する支給単位期間をいう。）」と読み替えるものとする。

(住居手当)

第21条 市給与条例第25条の8の規定は、教育職員の住居手当について準用する。この場合において、同条第1項第2号中「配偶者」とあるのは、「配偶者（札幌市立学校教育職員の給与に関する条例（平成28年条例第 号）第13条第1項において準用する第14条第2項第1号に規定する配偶者をいう。）」と読み替えるものとする。

(単身赴任手当)

第22条 市給与条例第25条の9の規定は、教育職員の単身赴任手当について準用する。この場合において、同条第1項中「配偶者と」とあるのは「配偶者（札幌市立学校教育職員の給与に関する条例（平成28年条例第 号）第13条第1項において準用する第14条第2項第1号に規定する配偶者をいう。以下同じ。）と」と、同条第3項中「この条例」とあるのは、「札幌市立学校教育職員の給与に関する条例」と読み替えるものとする。

(定時制通信教育手当)

第23条 高等学校で、学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項に規定する定時制の課程（夜間において授業を行うものであって、人事委員会規則で定めるものに限る。以下「定時制の課程」という。）を置くものの校長（本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。）、副校長（本務として定時制の課程に関する校務をつかさどる者に限る。）、教頭（定時制の課程に関する校務を整理する者に限る。）、教諭（本務として定時制の課程で行う教育に従事する者に限る。）、養護教諭（本務として定時制の課程で行う教育に従事する者に限る。）及び講師（本務として定時制の課程で行う教育に従事する者に限る。）には、その者の給料月額に100分の8（管理又は監督の地位にある教育職員にあっては、100分の6を超えない範囲内において人事委員会が定める割合）を乗じて得た額の定時制通信教育手当を支給する。

2 前項に定めるもののほか、定時制通信教育手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(義務教育等教員特別手当)

第24条 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、前項の教育職員の属する職務の級及びその受ける号俸（再任用職員にあっては、その者の属する職務の級）に応じて人事委員会規則で定める額とする。

3 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は幼稚園に勤務する教育職員については、第1項の教育職員との権衡上必要と認められ

る範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。

(支給期日等)

第25条 特殊勤務手当は、当月分を翌月の13日に支給するものとし、その日が日曜日、土曜日又は祝日法による休日に当たるときは、順次これを繰り上げて支給する。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、別に定める日に支給することができる。

2 第9条、第10条及び第14条の規定は、住居手当及び単身赴任手当の支給について準用する。

第2節 寒冷地手当、期末手当及び勤勉手当

(寒冷地手当)

第26条 市給与条例第27条から第28条の2までの規定は、教育職員の寒冷地手当について準用する。

(期末手当)

第27条 教育職員のうち、6月1日及び12月1日（以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教育職員に対しては、それぞれ基準日後市給与条例第29条第1項に規定する市長が定める日（次条及び第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に期末手当を支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した教育職員（第35条第6項の規定の適用を受けるものを除く。）で人事委員会規則で定めるものについても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその教育職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6月 100分の100

(2) 5月以上6月未満 100分の80

(3) 3月以上5月未満 100分の60

(4) 3月未満 100分の30

- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」とする。
- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した教育職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において教育職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 5 職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して、市給与条例の行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものに相当する教育職員として人事委員会規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に役職段階、職務の級等を考慮して人事委員会規則で定める教育職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた教育職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により職を失った教育職員（法第16条第1号に該当して職を失った教育職員を除く。）
- (3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した教育職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に

係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第29条 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた教育職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する市民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 教育委員会は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行った場合には、その旨を記載した文書を当該一時差止処分を受けた者に交付しなければならない。

3 前項の規定により文書を交付する場合において、当該一時差止処分を受けた者の所在が知れないときは、その内容を官報に掲載することをもってこれに代えることができる。この場合においては、その掲載された日から起算して2週間を経過した日に、文書が当該一時差止処分を受けた者に交付されたものとみなす。

4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした教育委員会に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者

の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

6 前項の規定は、教育委員会が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

7 教育委員会は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

8 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(勤勉手当)

第30条 教育職員のうち、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教育職員に対しては、それぞれ基準日後市給与条例第29条の4第1項に規定する市長が定める日に勤勉手当を支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した教育職員（第35条第6項の規定の適用を受けるものを除く。）で人事委員会規則で定めるものについても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、その者の勤務成績及び勤務期間に応じ人事委員会規則で定める基準に従って教育委員会が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の教育職員のうち再任用職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に100分の80を乗じて得た額の総額
 - (2) 前項の教育職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5を乗じて得た額の総額
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した教育職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において教育職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
 - 4 第27条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第30条第3項」と読み替えるものとする。
 - 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第28条中「前条第1項」とあるのは「第30条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第30条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（市給与条例第29条の4第1項に規定する市長が定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

第3節 管理職員特別勤務手当等

（勤務1時間当たりの給与額の算定）

第31条 第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの正規の勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

（管理職員特別勤務手当）

第32条 市給与条例第32条の2の規定は、教育職員の管理職員特別勤務手当について準用する。この場合において、同条第1項中「第24条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員で人事委員会規則で定めるもの（以下「特定管理職員」という。）」とあるのは「管理又は監督の地位にある教育職員（この条において「管理職員」という。）」と、「週休日又は休日等」とある

のは「札幌市立学校教育職員の給与に関する条例第7条に規定する週休日又は同条例第8条に規定する休日等」と、同項及び同条第2項中「当該職員」とあるのは「当該管理職員」と、同項中「特定管理職員」とあるのは「管理職員」と、「正規の勤務時間」とあるのは「札幌市立学校教育職員の給与に関する条例第2条第2項に規定する正規の勤務時間」と、同条第3項第1号中「12,000円」とあるのは「8,500円」と、同項第2号中「6,000円」とあるのは「4,300円」と読み替えるものとする。

(支給期日)

第33条 第25条第1項の規定は、管理職員特別勤務手当の支給について準用する。

第4節 その他の給与

(その他の給与)

第34条 市給与条例第34条の規定は、教育職員のその他の給与の支給について準用する。この場合において、同条中「この条例」とあるのは「札幌市立学校教育職員の給与に関する条例」と読み替えるものとする。

第6章 補則

(休職者の給与)

第35条 教育職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 教育職員が結核性疾患にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

3 教育職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が1年6月に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、寒冷地手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 教育職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされた

ときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。ただし、無罪と決定したときは、給料を除く給与の全額を支給するものとする。

5 法第28条第2項の規定により休職にされた教育職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前4項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

6 第3項に規定する教育職員が、同項に規定する期間内で第27条第1項及び第30条第1項に規定する基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、市給与条例第29条第1項及び第29条の4第1項に規定する市長が定める日に、第3項の例による額の期末手当及び勤勉手当を支給することができる。ただし、人事委員会規則で定める教育職員については、この限りでない。

7 前項の規定の適用を受ける教育職員の期末手当の支給については、第28条及び第29条の規定を準用する。この場合において、第28条中「前条第1項」とあるのは、「第35条第6項」と読み替えるものとする。

8 第6項の規定の適用を受ける教育職員の勤勉手当の支給については、第30条第5項の規定を準用する。この場合において、同項中「第30条第1項」とあるのは、「第35条第6項」と読み替えるものとする。

(専従休職者の給与)

第36条 市給与条例第34条の3の規定は、教育職員について準用する。

(再任用職員についての適用除外)

第37条 第13条から第15条まで、第21条及び第26条の規定は、再任用職員には適用しない。

(給与の支給)

第38条 市給与条例第35条の規定は、教育職員の給与の支給について準用する。

(給与からの控除)

第39条 次の各号に定めるものについて教育職員から申出があった場合は、市長が適当と認めたものについて、当該教育職員の給与からこれを控除する

ことを妨げない。

- (1) 札幌市職員住宅貸与規則（昭和24年規則第47号）に基づく市に対する納付金
- (2) 札幌市職員福利厚生会設置規則（昭和24年規則第18号）に基づき設置する福利厚生会の会費及び同会が行う事業に対する納付金
- (3) 一般財団法人北海道公立学校教職員互助会の会費及び同会が行う事業に対する納付金
- (4) 一般財団法人札幌市職員福祉協会が行う事業に係る掛金
- (5) 団体取扱いに係る生命保険料及び損害保険料並びに消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）に基づく共済事業に係る共済掛金
- (6) 職員団体の団体費

（委任）

第40条 この条例において別段の定めがある場合のほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（職務の級及び号俸の切替え）

第2条 施行日の前日において市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号。以下「市町村立学校給与条例」という。）又は県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成28年条例第 号）第1条第1号の規定による廃止前の札幌市立高等学校等の職員に係る給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和27年条例第54号。以下「市高等学校等給与等条例」という。）の適用を受けていた教育職員で引き続きこの条例の適用を受けけるもの（以下「特定教育職員」という。）の施行日における職務の級及び号俸については、施行日の前日において当該特定教育職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸とする。

（経過措置）

第3条 施行日の前日までの市高等学校等給与等条例第2条第1項において準用し、又は読み替えて準用する北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「道給与条例」という。）の規定による給与については、なお従前の例による。

第4条 特定教育職員のうち、施行日の前日において北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第30号）附則第3項から第5項までの規定の適用を受けていたものについては、施行日以後においても、平成30年3月31日までの間は、これらの規定の例により給料を支給する。この場合において、同条例附則第3項中「相当する額（第1条の規定による改正後の北海道学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）附則第27項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける学校職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項及び附則第10項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）」とあるのは、「相当する額」とする。

2 施行日以降に新たに教育職員となった者について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される特定教育職員との均衡上必要があると認められるときは、当該教育職員には、同項の規定に準じて、給料を支給する。

3 前2項の規定による給料を支給される特定教育職員又は教育職員に関する第23条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第4条第1項又は第2項の規定による給料の額との合計額」とする。

4 附則第4条第1項又は第2項の規定による給料を支給される特定教育職員又は教育職員に関する札幌市立学校教育職員の給与等に関する特別措置条例（平成28年条例第 号。以下「特別措置条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と札幌市立

学校教育職員の給与に関する条例附則第4条第1項又は第2項の規定による給料の額との合計額」とする。ただし、特別措置条例第3条（同条第4号に係る部分（札幌市立学校教育職員退職手当条例（平成28年条例第 号）第16条第2項に規定する基本給月額に含まれる給料の月額に係る部分を除く。）に限る。）の規定により給料とみなされる教職調整額に係る特別措置条例第2条第1項の規定の適用については、この限りでない。

第5条 教育委員会が教育勤務条件条例附則第8項の規定により教育勤務条件条例第2条第1項において読み替えて準用する市勤務条件条例第17条の承認をしたものとみなされた病気休暇又は施行日前に特定教育職員が負傷し、若しくは疾病にかかったため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合において、施行日以後に当該病気休暇に引き続き使用される病気休暇を連続して90日を超えて使用する特定教育職員に係る給与の減額については、なお従前の例による。

第6条 施行日の前日において市町村立学校給与条例第2条第2項若しくは市高等学校等給与等条例第2条第1項において準用する道給与条例第10条第1項の規定に基づき扶養手当の支給を受けている特定教育職員（以下この項において「扶養手当受給者」という。）又は同条第5項の規定により扶養手当の支給を受けるための届出をしている特定教育職員（扶養手当受給者を除く。）については、施行日に、第13条において準用する市給与条例第16条の規定による届出を行ったものとみなす。

2 特定教育職員になることが見込まれる者（前項の規定の適用を受けることとなる者を除く。）は、施行日前においても、第13条において準用する市給与条例第16条の規定の例により、届出を行うことができる。

第7条 特定教育職員のうち、施行日の前日において市町村立学校給与条例第2条第2項又は市高等学校等給与等条例第2条第1項において読み替えて準用する道給与条例第11条の4の規定による経過措置の適用を受け、へき地手当の支給を受けていたものについては、施行日以後においても、同条の規定の例によりへき地手当を支給する。

第8条 その所有に係る住宅（これに準ずる住宅を含む。以下この条において同じ。）に居住している教育職員又は単身赴任手当を支給される教育職員でそ

の所有に係る住宅に配偶者が居住しているもの（これらのものとの均衡上必要があると認められるものを含む。）に対する住居手当の支給については、平成31年3月31日までの間は、第21条において読み替えて準用する市給与条例第25条の8の規定にかかわらず、市給与条例の適用を受ける職員（札幌市職員給与条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第63号）附則第10条第1項の適用を受ける者に限る。）に係る住居手当の支給の例による。

第9条 施行日前から引き続き休職にされている特定教育職員（施行日以後にその休職の期間を更新されたものを含む。以下この条において「継続休職教育職員」という。）又は施行日前に休職にされていた特定教育職員で施行日前に復職を命ぜられ、施行日以後において当該復職を命ぜられた日から1年以内に再度休職にされたもの（県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例附則第2条第2項の規定により施行日以後の休職に係る期間を通算しないもの及び札幌市職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和26年条例第35号）第5条第2項ただし書の規定の適用を受けるものを除く。）のうち、施行日前に市町村立学校給与条例第2条第2項又は市高等学校等給与等条例第2条第1項において準用し、又は読み替えて準用する道給与条例第21条第3項又は第4項の規定による給与の支給を受けていたものに対しては、施行日前の休職に係る期間を第35条第3項に規定する休職の期間とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、施行日の前日に市町村立学校給与条例第2条第2項又は市高等学校等給与等条例第2条第1項において準用し、又は読み替えて準用する道給与条例第21条第3項の規定による給与の支給を受けていた継続休職教育職員に係る第35条第3項の規定の適用については、同項中「1年6月」とあるのは、「2年」とする。

別表 1

教育職給料表（高等学校、特別支援学校等）

教育職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の教育職員		円	円	円	円	円
	1	153,600	197,900	258,200	327,200	415,700
	2	155,100	199,600	260,700	329,400	417,500
	3	156,600	201,200	263,000	331,700	419,300
	4	158,100	202,900	265,400	333,900	421,000
	5	159,800	204,700	268,000	336,200	422,500
	6	161,700	206,400	270,400	338,400	424,000
	7	163,500	208,100	272,600	340,700	425,900
	8	165,300	209,700	274,800	343,000	427,800
	9	167,100	211,500	277,200	345,000	429,600
	10	169,200	213,400	279,500	347,100	431,400
	11	171,200	215,300	281,900	349,300	433,300
	12	173,200	217,200	284,200	351,400	435,100
	13	175,200	218,900	286,600	353,600	436,800
	14	177,400	220,900	288,700	355,600	438,700
	15	179,600	222,900	290,700	357,600	440,500
	16	181,800	224,900	292,700	359,600	442,400
	17	184,100	226,800	294,900	361,500	444,100
	18	186,700	229,500	297,500	363,400	445,900
	19	189,200	232,200	300,000	365,400	447,700
	20	191,700	234,900	302,700	367,400	449,500
	21	194,200	237,500	305,200	369,200	451,100
	22	195,900	240,300	307,800	371,100	452,800
	23	197,600	242,900	310,200	373,000	454,700
	24	199,300	245,600	312,900	374,900	456,400
	25	200,800	248,100	315,500	376,400	458,100
	26	202,500	250,600	317,800	378,200	459,700
	27	204,200	253,100	320,200	380,000	461,300
	28	205,800	255,500	322,500	381,900	462,800
	29	207,300	258,200	324,800	383,800	464,300
	30	209,000	260,600	326,800	385,700	465,600
	31	210,700	262,800	329,000	387,600	466,900
	32	212,400	265,000	331,200	389,600	468,200
	33	214,000	267,200	333,300	391,300	469,400
	34	215,800	269,400	335,500	393,000	470,100
	35	217,600	271,600	337,700	394,600	470,800
	36	219,400	273,700	339,800	396,400	471,500
	37	221,000	276,000	342,000	397,600	472,100
	38	222,800	278,000	344,100	399,100	472,800
	39	224,600	280,000	346,300	400,500	473,500
40	226,400	282,000	348,400	401,900	474,200	

41	228,100	283,900	350,500	403,600	474,800
42	229,800	286,400	352,600	405,000	475,500
43	231,400	288,700	354,600	406,300	476,200
44	233,000	291,200	356,700	407,800	476,900
45	234,600	293,400	358,700	409,400	477,500
46	236,000	295,900	360,700	410,700	478,200
47	237,300	298,300	362,700	412,200	478,900
48	238,600	301,000	364,700	413,800	479,600
49	240,100	303,400	366,500	415,500	480,200
50	241,600	305,800	368,300	416,900	
51	242,800	308,300	370,200	418,500	
52	244,300	310,700	372,200	420,000	
53	245,600	313,100	374,100	421,700	
54	246,800	315,300	375,900	423,200	
55	248,200	317,400	377,700	424,800	
56	249,400	319,600	379,400	426,400	
57	250,700	321,900	380,900	427,900	
58	251,800	324,000	382,500	429,400	
59	253,000	326,200	384,200	430,600	
60	254,200	328,200	385,900	431,800	
61	255,500	330,400	387,100	433,000	
62	256,900	332,500	388,500	434,300	
63	258,300	334,700	389,900	435,600	
64	259,500	336,900	391,200	436,800	
65	260,900	338,800	392,600	438,000	
66	262,400	341,000	393,800	439,200	
67	264,000	343,100	395,200	440,400	
68	265,700	345,300	396,600	441,600	
69	267,200	347,300	397,900	442,800	
70	268,600	349,200	399,200	444,000	
71	270,000	351,300	400,600	445,200	
72	271,500	353,300	401,900	446,400	
73	272,600	355,100	403,200	447,500	
74	274,000	357,000	404,600	448,100	
75	275,400	358,800	406,000	448,600	
76	276,700	360,700	407,300	449,100	
77	278,100	362,600	408,500	449,600	
78	279,300	364,300	409,700	450,200	
79	280,500	366,000	411,000	450,700	
80	281,700	367,600	412,400	451,200	
81	282,900	369,100	413,700	451,700	
82	284,100	370,600	414,900	452,300	
83	285,300	372,100	415,900	452,800	
84	286,500	373,500	417,100	453,300	
85	287,700	374,600	418,300	453,800	
86	288,800	376,000	419,500	454,400	
87	290,000	377,400	420,700	454,900	
88	291,200	378,700	421,700	455,400	

	89	292,400	380,000	422,800	455,900
	90	293,500	381,300	423,800	
	91	294,700	382,500	424,800	
	92	295,900	383,800	425,800	
	93	296,700	385,100	426,700	
	94	297,700	386,200	427,500	
	95	298,800	387,500	428,300	
	96	300,000	388,700	429,100	
	97	301,000	390,100	429,900	
	98	302,100	391,100	430,300	
	99	303,100	392,200	430,700	
	100	304,200	393,200	431,100	
	101	305,100	394,100	431,500	
	102	306,200	395,100	431,800	
	103	307,300	396,200	432,100	
	104	308,300	397,300	432,400	
	105	308,900	398,000	432,700	
	106	309,800	398,900	433,000	
	107	310,600	399,800	433,300	
	108	311,400	400,700	433,500	
	109	312,300	401,500	433,700	
	110	312,700	402,400	434,000	
	111	313,100	403,200	434,300	
	112	313,600	404,000	434,500	
	113	314,200	404,600	434,700	
	114	314,600	405,300	435,000	
	115	315,100	406,000	435,300	
	116	315,600	406,700	435,500	
	117	316,200	407,300	435,700	
	118	316,700	407,800		
	119	317,100	408,200		
	120	317,600	408,600		
	121	318,100	409,000		
	122	318,500	409,300		
	123	319,000	409,600		
	124	319,500	409,800		
	125	320,100	410,000		
	126	320,400	410,300		
	127	320,700	410,600		
	128	321,000	410,800		
	129	321,200	411,000		
	130	321,500	411,300		
	131	321,800	411,600		
	132	322,100	411,800		
	133	322,300	412,000		
	134	322,500	412,300		
	135	322,700	412,600		
	136	323,000	412,800		
	137	323,300	413,000		

	138	323,500	413,300			
	139	323,800	413,600			
	140	324,100	413,800			
	141	324,300	414,000			
	142	324,500	414,300			
	143	324,800	414,600			
	144	325,000	414,800			
	145	325,300	415,000			
	146	325,500				
	147	325,800				
	148	326,100				
	149	326,300				
	150	326,500				
	151	326,800				
	152	327,100				
	153	327,300				
再任用 職員		232,800	273,100	301,800	329,900	414,000

- 備考1 この表は、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する教育職員（教育職給料表（小学校、中学校、幼稚園等）の適用を受けるものを除く。）に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級であるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表 2

教育職給料表（小学校、中学校、幼稚園等）

教育職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の教育職員		円	円	円	円	円
	1	153,600	169,500	258,200	287,300	405,500
	2	155,100	171,600	260,700	289,900	407,000
	3	156,600	173,700	263,000	292,800	408,500
	4	158,100	175,900	265,400	295,400	410,000
	5	159,800	177,900	268,000	297,900	411,400
	6	161,700	180,100	270,400	300,300	412,800
	7	163,500	182,300	272,600	302,700	414,300
	8	165,300	184,500	274,800	305,100	415,900
	9	167,100	186,800	277,200	307,600	417,300
	10	169,200	189,600	279,500	310,300	418,700
	11	171,200	192,300	281,900	313,000	420,100
	12	173,200	195,000	284,200	315,900	421,400
	13	175,200	197,900	286,600	318,500	422,700
	14	177,400	199,600	288,700	320,500	424,100
	15	179,600	201,200	290,700	322,600	425,500
	16	181,800	202,900	292,700	324,900	426,900
	17	184,100	204,700	294,900	327,200	428,100
	18	186,700	206,400	297,500	329,400	429,400
	19	189,200	208,100	300,000	331,700	430,600
	20	191,700	209,700	302,700	333,900	431,900
	21	194,200	211,500	305,200	336,200	433,000
	22	195,900	213,400	307,800	338,400	434,200
	23	197,600	215,300	310,200	340,700	435,500
	24	199,300	217,200	312,900	343,000	436,800
	25	200,800	218,900	315,500	345,000	438,100
	26	202,400	220,900	317,800	346,800	439,300
	27	204,000	222,900	320,200	348,700	440,300
	28	205,500	224,900	322,500	350,600	441,400
	29	207,200	226,800	324,800	352,500	442,600
	30	208,900	229,500	326,800	354,300	443,400
	31	210,600	232,200	329,000	356,000	444,200
	32	212,300	234,900	331,200	357,900	445,100
	33	213,800	237,500	333,300	359,600	446,000
	34	215,500	240,300	335,400	361,300	446,500
	35	217,200	242,900	337,500	363,000	447,000
	36	218,900	245,600	339,500	364,800	447,500
	37	220,400	248,100	341,600	366,700	448,000
	38	222,100	250,600	343,500	368,200	448,500
	39	223,800	253,100	345,500	369,800	449,000
40	225,500	255,500	347,400	371,400	449,500	

41	227,100	258,200	349,300	372,700	450,000
42	228,800	260,600	351,100	374,100	450,500
43	230,400	262,800	352,900	375,500	451,000
44	232,000	265,000	354,600	377,000	451,500
45	233,700	267,200	356,400	378,500	452,000
46	235,200	269,400	358,100	380,100	452,500
47	236,600	271,600	359,700	381,700	453,000
48	238,000	273,700	361,300	383,200	453,500
49	239,400	276,000	362,700	384,600	454,000
50	240,800	278,000	364,200	386,100	
51	242,300	280,000	365,800	387,600	
52	243,500	282,000	367,400	389,000	
53	244,700	283,900	368,900	390,200	
54	246,100	286,400	370,400	391,500	
55	247,400	288,700	371,900	392,600	
56	248,600	291,200	373,400	393,700	
57	249,900	293,400	374,900	395,100	
58	251,100	295,900	376,300	396,300	
59	252,200	298,300	377,700	397,500	
60	253,400	301,000	379,000	398,800	
61	254,800	303,400	379,900	400,000	
62	256,100	305,800	381,100	401,000	
63	257,300	308,300	382,300	402,400	
64	258,300	310,700	383,400	403,700	
65	259,300	313,100	384,300	404,900	
66	260,700	315,300	385,500	406,000	
67	262,200	317,400	386,500	407,200	
68	263,700	319,600	387,600	408,300	
69	265,300	321,900	388,800	409,300	
70	266,800	324,000	389,800	410,500	
71	268,300	326,200	390,900	411,700	
72	269,800	328,200	392,100	412,900	
73	271,000	330,400	393,100	413,500	
74	272,200	332,500	394,200	414,300	
75	273,500	334,700	395,300	415,000	
76	274,800	336,900	396,400	415,500	
77	276,200	338,700	397,300	415,800	
78	277,300	340,600	398,200	416,200	
79	278,500	342,500	399,200	416,600	
80	279,700	344,300	400,200	417,000	
81	281,000	346,100	401,000	417,300	
82	281,900	347,900	401,800	417,700	
83	283,100	349,600	402,500	418,100	
84	284,300	351,400	403,300	418,400	
85	285,300	352,800	404,000	418,700	
86	286,200	354,400	404,800	419,100	
87	287,200	355,900	405,500	419,500	
88	288,200	357,400	406,200	419,800	

89	289,300	358,800	406,800	420,100
90	290,200	360,100	407,500	420,400
91	291,100	361,500	408,000	420,700
92	292,000	362,900	408,700	420,900
93	292,500	364,400	409,100	421,100
94	293,200	365,700	409,500	421,400
95	293,900	367,000	409,800	421,700
96	294,700	368,200	410,100	421,900
97	295,500	369,200	410,400	422,100
98	296,300	370,200	410,700	422,400
99	297,100	371,200	411,000	422,700
100	297,800	372,200	411,200	422,900
101	298,700	373,100	411,400	423,100
102	299,200	374,100	411,700	423,400
103	299,700	375,100	412,000	423,700
104	300,200	376,100	412,200	423,900
105	300,400	376,900	412,400	424,100
106	300,800	377,800	412,700	
107	301,100	378,700	413,000	
108	301,300	379,700	413,200	
109	301,500	380,500	413,400	
110	301,700	381,500	413,700	
111	302,000	382,500	414,000	
112	302,300	383,500	414,200	
113	302,500	384,100	414,400	
114	302,700	385,000	414,700	
115	302,900	385,900	415,000	
116	303,200	386,800	415,200	
117	303,500	387,600	415,400	
118	303,800	388,300		
119	304,100	389,100		
120	304,400	389,900		
121	304,500	390,500		
122	304,700	391,300		
123	305,000	392,000		
124	305,300	392,700		
125	305,500	393,300		
126		394,000		
127		394,500		
128		395,100		
129		395,800		
130		396,400		
131		396,900		
132		397,400		
133		397,700		
134		398,000		
135		398,300		
136		398,600		
137		398,900		

	138		399,200			
	139		399,500			
	140		399,800			
	141		400,100			
	142		400,400			
	143		400,700			
	144		401,000			
	145		401,200			
	146		401,500			
	147		401,800			
	148		402,000			
	149		402,200			
	150		402,500			
	151		402,800			
	152		403,000			
	153		403,200			
	154		403,500			
	155		403,800			
	156		404,000			
	157		404,200			
再任用 職員		224,000	269,900	296,900	323,200	404,000

- 備考1 この表は、中学校、小学校及び幼稚園に勤務する教育職員並びに中等教育学校に勤務する教諭及び講師のうち、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による高等学校の教諭の免許状を有しないもの及び中等教育学校の後期課程の教科を担当せず、かつ、進路指導その他当該中等教育学校の後期課程における業務に従事しないものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級であるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表 3

教育職給料表（高等学校、特別支援学校等）級別基準職務表

職務の級	職務
1 級	講師（任期の定めのないものを除く。）の職務
2 級	教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師（任期の定めのないものに限る。）の職務
特 2 級	主幹教諭の職務
3 級	副校長又は教頭の職務
4 級	校長の職務

別表 4

教育職給料表（小学校、中学校、幼稚園等）級別基準職務表

職務の級	職務
1 級	講師（任期の定めのないものを除く。）の職務
2 級	教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師（任期の定めのないものに限る。）の職務
特 2 級	主幹教諭の職務
3 級	(1) 園長の職務 (2) 教頭の職務
4 級	(1) 校長の職務 (2) 高度の知識経験を必要とする困難な業務を所掌する園長の職務

(理 由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による市町村立学校職員給与負担法の一部改正により、札幌市立学校の一部の教育職員の給与負担等に関する権限が北海道から移譲されることに伴い、本市の教育職員の給与について定めるため、本案を提出する。